

はじめに

高度成長期以降、全国で景観の乱れが進行する中、国民の間に環境問題や生活の質的な豊かさへの関心が高まり、景観形成に努める地方自治体の取組みの後ろ盾となるような、強制力を持つ法律が求められるようになった。このような背景をもって制定された景観法（平成 16 年）は、その目的として次のように定めている。

「この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」

このような景観法の趣旨に沿って、本山町は高知県と協議を進め、平成 24 年 4 月 1 日をもって景観行政団体に移行し、同年 12 月 17 日に本山町景観条例を制定した。

町民が認める良好な景観は町内に多く見られ、私たちの暮らしに彩りを添え、心の安らぎをもたらし、本町を訪れる人びととの交流を育んでいる。町内の良好な景観は、本町の長い歴史が育んできた身近な景観である。昔の人びとの暮らしが、今の本山町の景観を作り上げてきた。現在に生きる私たちが享受しているこの景観をより良好なものとして、未来の人びとに受け渡していかなければならない。

しかし、将来に向けて保全し、より良く形成していかなければならない景観は少なくない。中山間地における過疎化・少子化・高齢化などのきびしい現実の中で、景観の保全と形成を行うためには、公の責務としての施策にゆだねるだけではなく、町民・事業者等の積極的な参加と協働が欠かせない。本山町、町民、事業者等による一体的な取組みを継続し、地域の自然、歴史、文化等と人びとの生活、経済活動とが調和した景観形成がなされるようにして、地域の活性化を図る必要がある。

このような認識に基づいて、景観法の基本理念を反映し、本山町景観条例が目的とする「町民一人ひとりがよろこび、幸せを実感し、心豊かで希望の持てるまちづくりの実現に寄与する」ために、平成 25 年 1 月 17 日に本山町景観計画策定委員会を組織し、具体的な区域と方針と行為ごとの規制内容を定める本山町景観計画を策定することになった。

この本山町景観計画（案）は、平成 24 年度から 25 年度にまたがる 6 回の策定委員会での協議に基づいてまとめられたものである。広く町民の意向が本計画案に寄せられ、本山町の歴史を将来につなぎ、さらなる発展につながる景観計画として、本山町のまちづくりに豊かな実を結ぶことを期待する次第である。

平成 25 年 9 月 30 日

本山町景観計画策定委員長 溝渕 博彦

◆ 景観計画の策定にあたり

1. 景観とは

わたしたちが享受する良好な眺めのうち、「風景」という言葉は自然中心の眺望をあらわすことが多い。また、「景観」は自然を背景としながら、そこに人為が加えられた眺望を示すことが多い。たとえば「都市景観」という風に使われる。

本山町の場合、市街地や棚田のような人工的な眺望だけでなく、森林や河川もまた人びとの生業や暮らしの舞台であり、それらを含めた町域全ての眺望が「本山町の景観」と言える。

2. 景観法の基本理念（法第2条）

基本理念1：良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤い豊かな生活環境の創造に不可欠な国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるようにする。

基本理念2：適正な制限の下に、地域の自然、歴史、文化等と人びとの生活、経済活動とが調和した土地利用がなされるようにする。

基本理念3：地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するようにする。

基本理念4：地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組みがなされるようにする。

基本理念5：現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、良好な景観の形成を行うようにする。

3. 景観計画とは

景観法（平成16年6月法律第110号）に基づいて景観行政団体が法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」である。

本山町は高知県の同意を得て、平成24年4月1日をもって景観行政団体となり、同年12月17日に本山町景観条例を制定した。その第1条（目的）を以下に略記する。

「この条例は、良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法の施行に関し、必要な事項を定めることにより、本山町の豊かな自然や農林資源、歴史的、文化的資源などの良好な景観を、町、住民及び事業者等が協働して保全及び振興し、町民一人ひとりがよろこび、幸せを実感し、心豊かで希望の持てるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。」

景観計画では、景観計画区域、景観重点地区、景観形成基準、届出を要する行為等を定め、必要に応じて、景観重要建造物や景観重要樹木の指定等を行うことができる。

4. 景観計画と景観法及び景観条例との関係

1) 景観法第8条（景観計画）の定めるところを以下に略記する。

「景観行政団体は、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号に該当する土地の区域について、景観計画（良好な景観の形成に関する計画）を定めることができる。」

【景観計画を定めることのできる土地の区域】

- (1) 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる区域
- (2) 地域の自然、歴史、文化等から見て、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる区域
- (3) 地域間の交流の拠点となる区域であって、交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められる区域

2) 景観計画に定める主な規制内容は、建築物、工作物、屋外広告物、土地の区画形質の変更等を対象とする。これらの行為は、景観計画に定める一定の条件下で、届出義務が課せられる。

3) 景観条例に基づいて、町長は届出をした者に対して助言・指導することができる。

4) 景観法は、規制や届出等に関する違反に対して、罰則を定めている。

5) このような景観計画の実効性を担保する体系の中で、景観条例は町の責務として、景観形成に関する施策の策定と実施、公共施設の整備等を行う場合の先導的役割、民・事業者等への啓発などを担うと定めている。

以上を整理すると、景観計画は景観法に基づき策定される良好な景観の形成に関する計画であり、その規制内容を景観条例に委任することができる（景観法の委任条例）仕組みとなっている。下図に法・条例・計画の関係を示す。

